

学校法人千葉学園 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人千葉学園（以下「学園」という。）の寄附行為第21条に定める役員
の報酬に関する事項を定める。

(役員 の 定 義)

第2条 この規程で役員とは、学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）に定める理事長、常務
理事、理事及び監事（以下「役員」という。）のことをいう。

(理事長、常務理事の報酬)

第3条 理事長、常務理事の報酬は、基本報酬及び業務報酬とする。

2 理事長、常務理事の基本報酬は、別表1の通りとする。

3 理事長、常務理事の業務報酬は、別表2の通りとする。ただし、適用する金額は、その者の職
責、経歴、業績等を勘案して、役員等報酬検討委員会の答申を踏まえ理事長が決定する。

4 理事長、常務理事には、前項第一号に定める報酬の他に賞与を支給するものとする。賞与は、
国家公務員の期末手当及び勤勉手当の取り扱いに準拠した支給率を基準とする。ただし、役員等
報酬検討委員会の答申を踏まえて、学園財政等を鑑み理事長が支給額を調整する場合がある。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬は、基本報酬とする。

2 監事の基本報酬は、別表3の通りとし、適用する金額は、その者の職責、経歴、業績等を勘案
して、役員等報酬検討委員会の答申を踏まえ理事長が決定する。

(理事の報酬)

第5条 理事の報酬は、別表4の通りとし、理事手当を支給する。

2 所属長及び学園の職員から選任されて理事に就任した場合は、別表4の理事（学内）手当を支
給する。この理事の報酬には、所属長給与規程、教育職員給与規程、教育職員賞与規程、事務職
員給与規程、事務職員賞与規程、退職金支給規程及びこれらに関連する教職員の給与等を定める
諸規程、諸規則、内規に基づくものは含まない。

(報酬及び賞与の計算期間)

第6条 報酬の計算期間は、当月1日から起算して当月末日までとする。

2 賞与の計算期間は、6月に支給する賞与は、前年12月1日から起算して当年5月末日までとし、
12月に支給する賞与は、当年6月1日から起算して当年11月末日までとする。

(報酬の計算期間の始期及び終期)

第7条 新たに役員となった者の報酬は、就任日から起算して計算する。

2 新たに役員となった者の報酬額は、その都度役員等報酬検討委員会の答申を踏まえ理事長が決
定する。

3 役員が退任又は死亡したときは、その月までの報酬を支給する。

4 報酬の計算期間の途中で異なる役員に就任したときは、それぞれの報酬額を日割りで計算して
支給する。

(報酬及び賞与の支給日)

第8条 報酬は、別に定める場合を除き、毎月1回その月の24日に支給する。ただし、支給日が休日又は銀行休業日に当たるときは、その前日に支給する。

2 賞与は、年2回(6月・12月)に分けて支給する。

(報酬及び賞与の支給方法)

第9条 報酬及び賞与は、通貨で直接、その全額を支給する。ただし、役員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の本人名義の預金口座に振込むことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令及び協定等で定められたものについては、予め控除して支給する。

3 本人死亡の場合は、関係諸法令の定めるところに従い、遺族に支給する。

(報酬の改定)

第10条 役員報酬の改定は、原則として、年度当初に役員等報酬検討委員会の答申を踏まえ理事長が決定する。

(退職金の支給)

第11条 役員が退任したときは、以下の通り退職金を支給するものとする。

2 理事長及び常務理事が退任する場合の退職金支給額は、1年当たりの基準額に役職在任期間(年数)を乗じて算出した額とする。役職在任期間(年数)に端数を生じたときは、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年に切り上げる。

3 前項にいう1年当たりの基準額は、次の通りとする。

理事長 2,500,000円

常務理事 2,000,000円

4 理事(理事長、常務理事を除く。)及び監事が退任する場合の退職金支給額は、役職別基準額に役職在任期間(年数)を乗じて算出した額とする。役職在任期間(年数)に端数を生じたときは、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年に切り上げる。

5 前項にいう役職別基準額は、次の通りとする。

理事 50,000円

監事 30,000円

6 役員等が任期満了に伴って再び同一の役職に就任したときは、引き続き在任したものとみなす。

7 役員等が任期満了に伴って異なる役職に就任したときは、前の役職は、任期満了の日をもって退任したものとみなして退職金を支給する。

8 退職金は、受給者が負担すべき額を控除した後、本人に支給する。

(弔慰金の支給)

第12条 役員が死亡したときは、弔慰金を支給するものとする。

弔慰金の支給額については、前条に準じて計算し理事長が決定するものとする。

2 弔慰金は、学園が受給者として認めた遺族に支給する。

(功労金)

第13条 理事長は、退職した役員功績を評価し、前条に基づいて支給する退職金のほかに功労金を加算して支給することができる。

2 功労金の支給額は、理事会の議を経て理事長が決定する。

(在任期間の計算)

第14条 在任期間の計算は、役員として就任した日から退任又は死亡した日までとし、1ヵ月未満の端数があるときは1ヵ月として計算する。

(費用)

第15条 役員には、別に定める役員等旅費規程及び役員等海外出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。なお、所属長及び学園の職員から選任された理事は、職員旅費規程に基づいて支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(手当)

第16条 非常勤の役員が、委員会等の委員に委嘱された場合、手当を支給する。

2 手当は、次の各号の全てに該当するときに支給する。

①理事長もしくは所属長が設置を認めた委員会又は会議体であること。

②委員には、当該身分で委嘱されていること。

③委員の委嘱について、事前に理事長が承認していること。

3 手当は、委員会等実際に出席した場合に支給することとし、その額は1日あたり5,000円とする。ただし、東京近郊以外に住所がある場合には、別途交通費を支給する。

(事務手続き)

第17条 この規程の事務は人事課が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴取し理事会が行う。

付 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 学校法人千葉学園役員、評議員及び所属長報酬規程、学校法人千葉学園役員等退職金及び弔慰金支給規程、学校法人千葉学園役員等退職金及び弔慰金支給規程施行細則、役員及び評議員の委員手当に関する取扱いについて(申し合わせ)は、この規程の施行と同時に廃止する。

別表1 理事長、常務理事の基本報酬月額表

理事長	900,000円
常務理事	700,000円

別表2 理事長、常務理事の業務報酬月額表

		理事長	常務理事
I	α	830,000円	870,000円
	β	757,000円	806,000円
	γ	684,000円	742,000円
II	α	611,000円	678,000円
	β	538,000円	614,000円
	γ	465,000円	550,000円
III	α	392,000円	486,000円
	β	319,000円	422,000円
	γ	246,000円	358,000円

別表3 監事の基本報酬月額表

		常勤	非常勤
I	α	730,000円	182,500円
	β	670,000円	167,500円
	γ	610,000円	152,500円
II	α	550,000円	137,500円
	β	490,000円	122,500円
	γ	430,000円	107,500円
III	α	370,000円	92,500円
	β	310,000円	77,500円
	γ	250,000円	62,500円

別表4 理事手当月額表

理事（学内）	64,000円
理事（学外）	120,000円